

参考配布

令和8年1月15日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長 高島 洋平

主任中央需給調整事業指導官 近藤 麻生子

副主任中央需給調整事業指導官 河村 智

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5324)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、新潟労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、新潟労働局が配布した資料です。

報道関係者 各位

令和8年1月15日

【照会先】

新潟労働局職業安定部需給調整事業室

室長

長谷川美穂子

需給調整事業係長

柴山孝明

電話：025-288-3510

無許可の労働者派遣事業を行った疑いで刑事告発

新潟労働局（局長 福岡 洋志）は、令和7年10月15日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、新潟県阿賀野警察署へ告発した。

なお、告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたところ、本日公表するものである。

記

第1 被告発人

(1) 株式会社遠清商事

所在地 新潟県阿賀野市保田908番地

(2) 同社 代表取締役

第2 罪名及び罰条

労働者派遣法第4条第1項第2号違反（禁止業務である建設業務への労働者派遣事業）

同法第5条第1項違反（無許可の労働者派遣事業）

同法第59条第1号（罰則）

同法第59条第2号（罰則）

同法第62条（両罰規定）

第3 告発の事実

被告発人は、上記所在地に本社を置き、令和5年6月20日から同年7月28日までの間、A社が施工する現場において、労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する労働者派遣が禁止されている建設業務への労働者派遣事業を行い、かつ、同法第5条第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けることなく、自己の雇用する労働者1名をA社の指揮命令の下で労働に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

《参照条文》

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）[抄]

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 (略)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 (略)
- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 三 (略)
- 2・3 (略)

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項又は第十五条の規定に違反した者
- 二 第五条第一項の許可を受けないで労働者派遣事業を行つた者
- 三・四 (略)

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。